

南国暮らしの会

必 携

保存版 2009 年刊



特定非営利活動法人 (NPO)

南国暮らしの会

規定・必携編集委員会

11生コ文振特第427号
平成11年9月30日

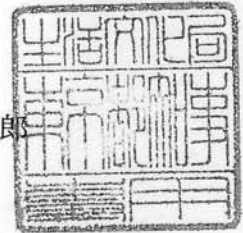
認 証 書

住 所 東京都豊島区巢鴨一丁目15番2-809号

氏 名 池田 徳三郎

平成11年 6月15日付で申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立について、
特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 石原 慎太郎



記

- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南国暮らしの会
- 2 代表者の氏名
池田 徳三郎
- 3 主たる事務所の所在地
東京都豊島区巢鴨一丁目15番2-809号

目 次

・表紙	表紙 1
・認証書（東京都認証 [特定非営利活動法人]）	表紙 2
1. 定款	定款 1～8
2. 細則	細則 1～5
3. 支部細則	支部細則 1～2
4. ML 規約	ML 規約 1～4
5. 組織図	組織図
6. 商標登録	マーク 1
7. 英文表示及びシンボルマークについて	マーク 2～3
8. 申請書類	
入会申込書	申請 1
退会届・休会届	申請 2
住所等変更届	申請 3
9. 資料	
南国暮らし心得 10ヶ条	資料 1
海外「べからず集」	資料 2～3
支部連絡先	資料 4
必携のクレジットカード	資料 5～9
キャッシュカード利用術	資料 10～11
入出国カード記入例	資料 12
国内外旅行トラブルの対応について	資料 13
在外公館リスト	資料 14～15
10. 友好団体	資料 16

特定非営利活動法人 南国暮らしの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人南国暮らしの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区東品川3丁目22番地20-1208号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ボランティアスピリットに則り、わが国のリタイアリー（退職者等）が、暖かい南の国々（わが国のリタイアリーを歓迎してくれる南の国々・・・以下「南の国々」という。・・・）において、年金等で豊かな老後の生活を楽しみ、安心して適切な介護、療養を受けられる地域を調査・開発し、更に啓蒙・斡旋し、その成果を会員及び広く国民に普及するほか、会員相互の交流・親睦をはかりながら、併せて南の国々及びその人々との親善と協力を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- 2 環境の保全を図る活動。
- 3 国際協力の活動。
- 4 上記の活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業を行う。

- 1 リタイア後、南の国々に居住することを推進していく活動。
- 2 高齢者、障害者等のための介護・療養に関する情報の収集、調査研究及び活動。
- 3 体験滞在、旅行会等の企画・立案活動。
- 4 南の国々の風俗、慣習、国民性、生活環境等に関する情報の収集、調査研究活動。
- 5 南の国々の暮らしに関する講演会、講習会、研究会等を主催する。
- 6 南の国々の暮らしに関し内外の学校・研究所・医療機関等の団体と連絡・協力し、資料・情報の交換を行う。
- 7 この法人の会報、案内書、報告等を作成し、配布する。
- 8 これら各号に関連する事業、及びこれらに関連する事業の情報を収集し、保管し、開示し、更に広報活動を行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するための事業活動に賛同し、協力するものとする。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項の掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な事由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以内。
- (2) 監事 3人以内。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内の副理事長をおくことができる。

(選任等)

第14条 監事は総会において、理事は理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違

- 反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、又は本人の職務遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散及び合併。
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) 役員を選任及び報酬。
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他ため運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を以て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条（第26条、第27条）の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会には、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項。
 - (4) 理事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業の伴う収入。
- (6) その他の収入。

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第13条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第14条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第16条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

2 前項の場合、事後総会の承認を経る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 計算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議。

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。

(3) 正会員の欠乏。

(4) 合併。

(5) 破産。

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、日本赤十字社に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年度の総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立から平成12年3月31日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

*個人入会金 3,000円 ◇団体入会金 10,000円

*個人年会費 3,000円 ◇団体年会費 30,000円。

7 平成13年10月19日一部変更。

以上

《注》

上記の入会金及び会費は設立当初の設定額で、以降の会費等は第8条の規定により変更。
現行の会費等は別冊「南国暮らしの会」『細則』【付表】の会費関係一覧表による。

特定非営利活動法人「南国暮らしの会」細則

第1条 【名 称】 本会は「^{なんごくく}南国^{かい}暮らしの会」と称し、通称を「^{みなみ}南^{かい}の会」とする。

第2条 【事務所】 定款記載の事務所の外に連絡所として下記を置く。

連絡所1：理事長が東京都以外に在住の場合の理事長宅

連絡所2：担当理事宅

連絡所3：支部長宅

第3条 【目 的】 本細則は定款第58条の定めにより、定款の施行に関して必要な細則として、理事会の議決を経て理事長が定めるものである。

第4条 【事 業】 本会は定款の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の情報交換および親睦のために、情報交換会、サロン会等（以下、例会という）および懇親会を開催する。例会、懇親会は支部の主催とする。
- (2) 会員名簿を発行する。（会員名簿は当年度会員が確定した後に発行し、以降の新規会員は補充名簿で補う）。
- (3) 会報を発行する。発行回数は年2回以上とする。
- (4) 入会希望者用資料、南の会必携等を作成する。
- (5) 会員相互の情報交換のために、メーリングリスト（ML）を開設する。MLは別途定めるML規約に則って運用する。
- (6) 対外広報のためのホームページを開設する。
- (7) 本会と相互協力する団体を友好団体とする。友好団体は理事会での承認を必要とする。

第5条 【会 員】 本会は次の会員にて構成する。

- (1) 正会員は定款第6条に則り、この法人の目的に賛同し、理事長が定める「会員申込書」により入会を申し込み、会員として認められて入会した個人及び団体とする。
- (2) 家族会員：会員が希望する配偶者を家族会員とし、例会等に参加出来る。家族会員は総会での表決権を有しない。
- (3) 団体会員は理事長が定める「団体申込書」と指定関係書類を提出の上、理事会の承認を得て入会を認められた者。
- (4) 賛助会員：本会の趣旨に賛成し、会及び会員の手助けのできる個人及び団体。
 - ① 営業を目的とする事業会員で理事会の承認を得た会員とする。
 - ② 議決権は認めない。
 - ③ 個人会員でも営業行為を行うとする会員は、本項に該当するので、「賛助会員申請書」と指定関係書類を提出の上入会を認められた者。
 - ④ 賛助会員は正会員名簿に賛助会員と記載し、会員名簿は配付する。
- (5) 賛助会員には会員に対してEメールでの案内は認める。
 - ① 賛助会員は電話、FAX等による案内や紹介等の行為はしてはならない。但し、会員からの問い合わせにはその限りでない。
 - ② 賛助会員は本会会報に広告掲載を認め、情報交換会等での広報活動（その都度、理事会の承認を得て）を認める。
- (6) 会費、会員申込書いずれかが欠けても会員とは認めない。
- (7) 会員（正会員、家族会員）は南国暮らしの会のメーリングリストに登録できる。
- (8) 正会員に会員証を発行する。

第6条 【資 格】 本会の会員は次の各号を満たす者を資格者とする。

- (1) 本会の会員はロングステイを実践あるいは志向する者で、会の定款及び本細則を遵守する者とする。
- (2) 会員申込書を提出し、会費等を拠出して会員として認められた者。
- (3) 外国居住者が入会を希望する場合は当該支部長あるいは支部長代行の推薦状を添付し、会員申込書を提出するものとする。
- (4) 総会（通常、臨時）に出席あるいは表決権行使書を提出できる者。
- (5) 細則第10条に定める自己責任の原則を理解でき遵守する者

第7条 【会 友】

- (1) 会友は、南の国に長期滞在し、本会の趣旨に賛同し、本会を支援し滞在地の情報を提供できる者とする。
- (2) 会友の選任、解任は、外国支部のある地域では支部長の推薦、その他の地域は役員会の推薦により、理事会の了承を得て行う。
- (3) 会友は本会会費を免除する。会友が正会員登録を希望する場合は入会金を免除し当該年度の会費を拠出する。
- (4) 会友に定款、細則および会報を配付する。
- (5) 会友は南国暮らしの会のメーリングリストに登録できる。

(6) 会友名簿を正会員名簿とは別途に作製し、それを2年毎に見直しする。会友名簿は理事が所持する。

第8条 【入会金・会費等】 本会の運営資金は会員の会費及び寄付をもって賄う。

(1) 入会金（新規入会者及び再入会者の入会金）は下記の通りとする。

◇個人会員入会金：5,000円 ◆団体会員入会金：10,000円 ◆賛助会員入会金：10,000円

(2) 会費（年会費の期間は4月1日から翌年3月31日とする。）

①年度会費は下記の通りとする。会費は年度会費であって月割り計算はしない。

家族会員の会費拠出は不要とする。

◇個人会員年会費：5,000円 ◆団体会員年会費：30,000円 ◆賛助会員年会費：30,000円

②1月1日以降の入会者には、入会者の希望により新年度（4月1日以降）入会者扱いを認める。

③個人会員が賛助会員に資格を切り替える場合、納入済個人会費を賛助会員入会金及び年会費に充当しない。

別途、賛助会員入会金および年会費を拠出するものとする。

第9条 【入退会】 会員の入退会の事務は次による。

(1) 会員担当役員は希望者に本細則を提示し希望者が納得した上で、希望者から会員申込書、入会金、会費を受領後、入会を認め、理事会の事後承認を得る。

(2) 入会希望者（原則として資料代納付者）に入会資料（細則、入会案内、会員申込書、郵便振替用紙等）を送付する。

(3) 入会者には「定款」「会報（当該年度）」「会員名簿」その他参考資料を配付する。

(4) 退会者へは理由の如何を問わず会費の返済を行わない。

(5) 会費納入が5月15日までに無い場合は4月1日付けで自動的に退会したものとして扱う。退会后6ヶ月以上経過した退会者（自動的退会者含む）が再入会を希望する場合は入会金と会費を拠出する。

(6) 正会員の休会制度を設ける。国内外を問わず止むを得ない理由により休会を申出た会員に休会を認める。会復帰の申出があった場合それを認める。その場合入会金は免除する。但し、本会書式の休会届を提出したものに限る。

(7) 次の事項に触れる会員には理事会に諮り過半数の同意を得て退会を勧告できる。

①国内外を問わず、夫々の国の法を犯し司法にて、有罪の判決を受けた者。但し人身事故でない交通事故は除く。

②会員の行動が、本会を汚す様な報道がマスコミになされた場合の当事者。

③本会又は会員を不当に傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした会員。

(8) 正会員として入会しようとする者がこの会の目的に適合しないと理事会で判断した場合、入会を認めないことができる。

(9) 正会員が死亡した場合、自動退会とする。但し、家族会員から申し出があれば正会員として登録することができる。

第10条 【自己責任の原則】 会員は、個人として行う行為について自ら責任を有し、責任を会に転嫁してはならない。

(1) 賛助会員以外の会員は、会員の立場を利用した営利行為、宣伝行為をしてはならない。また、このような行為において金銭の授受をしてはならない。

(2) 会員は、個人が行う海外での不動産取引、個人が参加する旅行、宿泊の契約など会員の立場を離れて行う行為については、本会の名称など本会と関わりがある表示・表現などをしてはならない。

(3) 会員が個人として行う行為についての一切の責任はその個人に帰属し、会は一切の責任を持たない。会員の紹介・斡旋による場合も同様である。

(4) 会員は、情報交換会、サロン会、懇親会、会報、メーリングリスト（ML）など会が提供する情報交換の場において、他の会員を誹謗、中傷、悪意の批判をしてはならず、またプライバシーに関わる情報をみだりに公開してはならない。これにより生ずる一切の責任について会は責任を持たない。

第11条 【会運営の原則】

(1) 本会（理事会、部会、委員会、支部）は個人間の争い、紛争に介入してはならない。

(2) 本会は不動産および旅行会・体験滞在・宿泊など（以下旅行等という）の営利事業および斡旋は行わない。なお、会は会員が行う不動産取引、旅行等について生ずるトラブルについて一切の責任を負わないものとする。

(3) 本会を運営する人員は無報酬のボランティアによる。会員は会運営に必要なボランティアを積極的に引き受け、業務を分担することが望まれる。少数の会員に業務を集中し過重な負担を掛けてはならない。

(4) 交通費、旅費、事務用品など会運営に必要な費用は実費補償とし、それ以外の金銭は支給しない。

(5) 本会（支部を含む）が主催する例会・懇親会など催し等の費用については受益者負担を原則とし、次の例に従う。特に必要な場合は主催者が決定する。

①費用は受益者から徴収した費用でまかなうことを原則とする（受益者負担の原則）。

②会等での外部講師へ謝礼を行うことが出来る。会員が行う講演に対する謝礼は行わない。

③理事会で承認されたセミナーなどの催しに付いての諸費用は、年度予算内でまかなう。

④会員で構成するグループが実施する催しについても受益者負担を原則とする。特に必要な場合はそのグループでの決定による。

第12条【役員】役員は正会員から選出する。

- (1) 定款（第13条）で規定する役員の内、監事は総会において、理事は理事会において選任する。但し理事は次期総会に諮り承認をもって信任されるものとする。役員として本会に貢献したい正会員は総会開催日の45日以上前に理事会に届け出る。
- (2) 監事の選出、理事の信任は、表決権行使書を含む総会出席正会員の単記制（1人1票）により、過半数の賛成をもって行う。同選出、信任の方法は原則として、無記名投票、無記名信任投票または挙手とする。
- (3) 本会に相談役、顧問それぞれ若干名を置く事ができる。理事長が理事会に推薦し同意を得る。
- (4) 支部長は理事長が理事会に推薦し、承認を得て任命する。（緊急の場合、事後承認も可とする。）
- (5) 理事：20名以内（理事の内1名を理事長、2名以内を副理事長とする。）
 - ①各理事は本会の業務を分担し、その業務の責任者として業務分担等を効率的に推進する。
 - ②業務分担理事は原則として複数制にし、業務の円滑運営を図る。（退任者などの業務停滞防止策）
 - ③理事会における理事の選任及び解任議案は当人を除く3分の2以上の表決を必要とする。（欠席者は委任状を提出する。委任状無き場合は無効票とする）。解任の場合は無記名投票とする。
- (6) 監事：3名以内（業務は定款による。）
- (7) 支部役員：各支部に支部長1名を置く。その他の役員は支部の決定による。
- (8) 会の業務を行うために設ける委員会に委員を置く。
 - * 委員の人選は委員長（理事兼務）に一任。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。
 - * 特別な業務が発生した場合、理事長は会員にその業務を委嘱する事できる。
- (9) 経理担当理事は郵便貯金口座の開設代表者とし、金銭出納の責任者として管理、記録業務も務める。
- (10) 理事・監事・顧問・相談役の任期は2年間とし、再任を認めるが継続3期の6年間を限度とする。役員の着任期は原則として通常総会より次の通常総会までとする。但し実務は通常総会終了後、次期役員に業務引継ぎ迄とする。また、業務の都合上理事職の退任が困難な場合は、前記限度を超えて留任し、当該業務の終了後理事職を退任することができるものとする。
- (11) 理事、監事は3ヶ月以上外国滞在を行う場合は、理事長に理事会への委任状添付の上、届けを行う。
- (12) 理事、監事が年10ヶ月以上外国に居住する場合は、役員業務を遂行できないので辞任届を提出する。
- (13) 役員報酬：役員報酬は無償奉仕活動とする。
- (14) 業務分担部門及び恒久的委員会は業務内規を作成し、運営と引継ぎなどの円滑化を図る。本内規集は理事、監事、本部委員が所持する。

第13条【諸会議】

- (1) 本会の総会は原則として東京で毎年1回開催する。総会の会場・日時は会報に掲載することを通例とする。
- (2) 理事会：年6回開催する。但し、臨時理事会を開催する事ができる。
 - ①構成メンバーの理事、監事は原則として理事会に出席する。
 - ②議事に於いて賛否事項は必ず挙手又は無記名投票で行い、表決を議事録に記載する。
 - ③理事会議事録を支部長に配付する。
- (3) 役員会：本会には役員会をおき、会発展のため、年1回以上開催し情報、意見交換などを行う。
 - ①役員会構成メンバーは顧問、相談役、国内支部長（一時帰国中の海外支部長を含む）、理事、監事とする。
 - ②役員会で議決の必要な事項が発生した場合、臨時理事会に切換え議決を行う。その場合の議決権は出席理事のみとする。
- (4) 総会参加資格者：3月31日現在の正会員で、且つ3月31日までに次年度年会費を納入したものを有資格者とする。

第14条【経理】

- (1) 会費の使途：本会の主要な収入である会費とバランスのとれた使途とする。
 - ①特定非営利活動法人の基本金（現在30万円）は定期郵便貯金に預ける。
 - ②会報発行に関わる費用（会報等事業費および会報等送料費として会報編集、印刷、送料、同封資料作成等の諸費用）。
 - ③入会希望者用資料作成及び送料等の諸費用（資料等製作事業費）。
 - ④南の会必携、会員名簿等の作成諸費用（案内書製作事業費、報告書等製作事業費）。
 - ⑤広報に関わる費用（広報活動事業費としてホームページ、メーリングリスト等の諸費用）。
 - ⑥支部活動に係わる費用（支部への活動補助金、支部の情報交換会等での講師への謝礼、海外支部長への謝礼金および支部支援活動旅費等の諸費用）。
 - ⑦社会貢献に関わる費用（寄付金等）。
 - ⑧臨時に実施する事業に関わる費用（記念事業費等）。
 - ⑨上記各号の事業を実施するに必要な費用（事務用品費、会合交通費、会合会場費、資料印刷費等の諸費用）。

- ⑩会の一般事務を行うに必要な管理費用（事務用品費、旅費交通費、通信運搬費、諸会費、支払い使用料および雑費等の管理費諸費用）。
- ⑪管理費の内、通信に関わる費用（電話・FAX・郵便等の料金）は、会運営に関係ある連絡の通信を対象に支出の裏付けのある費用に限る。
- ⑫事業費、管理費ともに、理事会、委員会、打合せ会合等の旅費交通費は実費精算とし、日当等その他の費用は支給しない。
- ⑬管理費の内、役員会参加者の旅費交通費（宿泊費を含む）は実費精算とし、日当等その他の費用は支給しない。但し海外支部長が参加する場合の交通費は海外渡航費を除く。
- ⑭その他本会の総会または理事会で承認された費用。
- (2) 事業拡張準備積立金制度を設ける。積立金への繰入は年度末剰余金で充当する。事業拡張準備金から一般会計への繰入を認める
- (3) 会計年度：会計年度は4月1日より翌年3月31日迄の一年とする。
会計報告は理事会の承認および監事による会計監査を経て総会で行う。
入金処理：入会金、会費は原則として郵便振替口座へ入金するものとする。他に現金での入金も可能とする。
- (4) 入会金、会費、資料請求費等が郵便振替口座に入金した場合、会員担当理事に「払込取扱票」を添付し連絡する。あるいはその複写又は準じる手段にて送付する。
- (5) 口座の維持：経理担当者は交代の都度、郵便貯金、郵便振替口座について代表者変更手続き（名義、住所変更等）を行い、口座を適正に維持する。
- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・郵便振替口座 | ・郵便貯金口座 |
| 口座番号 ; 00170-7-24682 | 口座番号 ; 10310-48348581 |
| 加入者名 ; 「南の会」 | 加入者名 ; 「南の会」 |
- (6) 領収書添付の原則：費用の請求は使途を明確にするために必要書類に領収書添付の上、経理担当理事に行う。
経理担当者は費用請求に対し、使途金額を照合の上支払いを行う。
- (7) 経理担当理事の職務
会費の使途は会財源の許す範囲内を原則とし、財源不足が懸念される場合、速やかに経費節減を理事会に提案し財源の保全をはかること。
- (8) 会計処理は「会計処理要領」に則り適正に行う。
- (9) 支部の会計及び情報交換会等の会計処理は、別途会計「支部会計」、「親睦会会計」とする。帳票類（金銭出納帳、入金、領収書等）の記録、金銭の授受を明確にしなければならない。
- (10) 海外支部長に謝礼をすることが出来る。金額は運用面で考慮する。

第15条【細則の改廃】

本細則は原則として2年毎に見直しをする。細則の改廃は理事会の議決を経て理事長が定めるものとし、その結果を速やかに会員に報告する。

第16条【支部】

国内支部、海外支部を設ける事ができる。その詳細は支部細則に依る。

【付 則】

1. 本会会費から慶弔、懇親会等の費用は支出しない。会報発送作業、部会・委員会の打合せなどの会合で少額のお茶・菓子の支出を行うことができる。
2. 本会には慶弔見舞制度は設けない。
3. 会場などの設営、後始末は会員相互が協力し（都合の付く人は自発的に）、円滑な運営が図れるように努める。
4. 会員は収集した情報を許す限り会員（事務局に提供し会報等に掲載）に公開し、会員相互の情報交換を推進する。
5. 広告受付（会報に情報〔旅行、居住、不動産物件等〕入手を目的に理事会の承認を得た広告を掲載する。）
 - ◆広告料金（原則A4版モノクロとする）別途定める
 - ① 表2（表紙裏）1頁・・・・・・3万円
 - ② 記事1頁・・・・・・2万円。
 - ③ 表3、4（裏表紙裏表）1頁・・2万円。
 - ④ A5版など縮小版の広告料金は按分とする。
 - ⑤ カラー広告料金は別に定める。
 - ⑥ 広告原稿は完全版下（A4版）とする。
6. 「定款」「細則」「会計処理要領」その他、会員に有益な諸資料を総括して南の会必携として正会員に配付する。
7. 海外支部の会員に色々お世話頂く時は感謝の気持ちで接し、心豊かな会員として常識の範囲内でのお礼をするの

- が望ましい。
8. 支部関係費、配分は地域区分その地域の会員数や均等割り等を考慮し、支給額は理事会に諮り決定する。
 9. 賛助会員以外の団体または個人会員による会報およびメーリングリストへの広告掲載、また情報交換会などでの営利宣伝活動は認めない。但し無料メーリングリスト業者が設定・掲載した広告はその限りでない。
 10. 友好団体との関係について、国内外の友好団体とは団体相互の利益を勘案し、許す範囲で情報交換や会報等の交換を行う。但し、理事会の承認を得て実施する。
 11. メーリングリストの運営はML規約による。ML登録者はML規約を遵守する。
 - ① 平成10年 1月30日 「南国暮らし夢の会」会則として実施。
 - ② 平成11年 5月 8日 会則一部変更。
 - ③ 平成12年 5月28日 「南国暮らしの会」細則として一部変更実施。
 - ④ 平成13年 6月16日 一部改定実施。
 - ⑤ 平成13年12月16日 一部変更実施。
 - ⑥ 平成15年 5月31日 一部改定実施。
 - ⑦ 平成16年 5月30日 一部改定実施。
 - ⑧ 平成17年 6月 4日 一部改訂追加実施。
 - ⑨ 平成18年 5月28日 全面改訂実施。
 - ⑩ 平成19年 4月 7日 一部改訂実施。
 - ⑪ 平成20年 4月12日 一部改訂実施。
 - ⑫ 平成20年 6月 1日 一部改訂実施。
 - ⑬ 平成20年 7月26日 一部改訂実施。
 - ⑭ 平成21年 8月30日 全面改訂実施。

【付 表】会費関係一覧表【継続会員の場合、入会後は年度会費のみの拠出とする】

	年度会費	入会金	資料及び送料	合計	備 考
個人会員	¥5,000	¥5,000	¥1,000	¥11,000	
団体会員	¥30,000	¥10,000	¥1,000	¥41,000	
賛助会員	¥30,000	¥10,000	¥1,000	¥41,000	

南国暮らしの会 支部細則

- 第1条** 【目的】 南国暮らしの会支部活動を組織的、効果的に推進するため、理事会と支部並びに支部間の交流をスムーズに実施し、併せ支部と地域社会との交流と親睦をはかることを目的とする。
- 第2条** 【支部】 支部は前条の目的を達成するため、国内支部と海外支部に分類し、支部長宅を連絡所とする。
- 国内支部の範囲は原則として県単位に以下の通りとする。
北海道支部 : 北海道全域
東北支部 : 福島・宮城・岩手・青森・秋田・山形
関東甲信越支部 : 東京・静岡東部(大井川を分岐点とする)・神奈川・千葉・埼玉・茨城・群馬・栃木・新潟・山梨・長野
東海支部 : 愛知・三重・岐阜・静岡西部・富山
関西支部 : 大阪・広島・岡山・島根・鳥取・兵庫・和歌山・京都・奈良・滋賀・福井・石川・香川・高知・愛媛・徳島
九州支部 : 福岡・佐賀・熊本・大分・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄・山口
 - 海外支部については会員のロングステイ状況にあわせ理事会で決定する。
- 第3条** 【支部の活動】 支部の活動は定款・細則を遵守し、その活動範囲内で非営利活動を行なう。
- 支部会・情報交換会・調査研究会・講演会・講習会・親睦会等の活動。
 - 南国暮らしの会会報・案内書・報告書等の作成に協力し、資料・情報の交換をおこなう。
 - 地域社会の諸団体と連絡・協力し、情報の協力を努め、会員に提供する。
 - 支部の活動について事前に(緊急の場合は事後に)理事会に連絡する。
- 第4条** 【支部会員】 南国暮らしの会会員は原則として住所地の支部に所属する。
但し、地理的条件や個人的事情によっては区分外の支部に所属することができる。
- 支部会員は支部活動に協力するものとする。
- 第5条** 【支部役員】 支部に次の役員を置くことが出来る。
- (1) 支部長・副支部長・会計 (2) 監事
 - 支部長の任期は1期2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 前項以外の支部役員は必要に応じ支部長が若干名委嘱する。
 - 支部会員は何らかの役割を分担し、支部の活動に協力する。
 - 海外支部は前項を準用する。
- 第6条** 【選任等】 支部長は支部会の信任を得、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 副支部長・会計は支部会の信任を得、支部長が理事会に推挙し、理事会の承認を得る。
 - 支部監事は支部会で選出し、支部長が委嘱する。
 - 海外支部は前項を準用する。
- 第7条** 【職務】 支部長は支部を代表し、支部業務を総括する。
- 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
 - 支部役員は役員会を構成し、支部の活動を遂行する。
 - 支部監事は、定款15条4項に定める規定を準用する。
 - 海外支部は前項を準用する。

第8条 **【定款等の準用】** 定款第16条・第17条・第18条及び第19条を準用する。

第9条 **【支部連絡総会】** 国内支部連絡総会は支部会員をもって構成し、年1回南国暮らしの会総会の後に開催する。支部役員は辞任または支部連絡総会において任期満了した後も後任者が就任するまではその職務を行わなければならない(定款第16条第3項)。

2. 国内支部連絡総会は、定款第4章に定める規定を準用する。

第10条 **【支部役員会】** 支部長が必要と認めるとき、支部役員会を開催する。

2. 支部役員会は、定款第4章に定める規定を準用する。

第11条 **【会計・予算】** 国内各支部会計は金銭出納帳により管理し、収支報告書を作成する。次年度予算については、支部行事計画及び支部共通費(役員会交通費・通信費・コピー代など)を記載し、収支報告書とともに支部推進部に報告する。

第12条 **【海外居住者の入会】** 海外居住者が本会に入会を希望する場合は、当該支部会員の推薦状を前提として入会を決定する。

第13条 **【細則の改廃】** この支部細則は支部の意見を聴取し、定款の規定により理事会の決議をえて理事長が定める。

平成15年12月14日より「南国暮らしの会」支部細則として実施。

平成18年 5月27日 一部改訂。

平成21年 5月30日 一部改訂。

南国暮らしの会メーリングリスト (ML) 規約

2005年10月制定

2009年 5月改訂

M L 委 員 会

南国暮らしの会メーリングリスト（以下、南国MLと言います）は、「南国暮らしの会」の仲間作り、生き甲斐、国内外スティ等、同様の目的を持つ同士の情報交換の場で会員専用のMLです。南国MLを利用し会員相互が楽しく、和気藹々に且、円滑に運営する為に南国ML規約を設けます。

1. 参加資格

南国MLの参加者は次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 南国暮らしの会の会員、家族会員、賛助会員、会友であること
- (2) 前項の該当者で南国MLへ参加を希望し、所定の手続きを経てML委員会が参加登録をした方

2. ML委員会

南国MLを円滑に運営する為、ML委員会を設けます。ML委員会は理事会のもとにあり、ML運営の実務を行います。委員会は次の事項を担当します。

- (1) 新規の参加登録の受け付け
- (2) 配信先アドレス（メーリングリスト）の維持管理（アドレス変更の届けを受け配信先の現行維持）
- (3) 退会届け、会費未納などにより会員資格を失った会員のメーリングリストからの削除
- (4) 規約違反を防止するための適切な処置の実施
- (5) コンピュータ・ウイルスに対する対処
- (6) その他、ML運営に必要とML委員会が認める事項
- (7) ML委員はML管理者を務め、ML運営の実務を担当します（「管理者」とは南国MLが利用している「ヤフーグループ」の用語です）

3. 自己責任の原則

ML参加者は、自己責任の原則の下、その投稿に責任を持たなくてはなりません。MLへの投稿内容は、虚偽、或は他人を中傷・誹謗する内容であってはならず、投稿に関わる一切の責任は投稿者に帰属します。

4. 第一ML、第二MLとML投稿区分

南国MLは「南国第一ML」（nangoku、2000年9月開設）と「南国第二ML」（nangokunew、2008年7月開設）があり、夫々の扱う投稿内容が異なります。

4. 1 南国第二MLの参加資格

第一MLの参加者の内、参加を希望される方で所定の手続きを経てML委員会が参加登録をした方

4. 2 第一MLの投稿区分

- (1) 会（本部、支部、部会、委員会）からの告知・案内・お知らせ
- (2) 会員で構成するグループ（同好会、私的なグループ）からの案内・お知らせ

- (3) お出かけ情報
- (4) L S 情報
- (5) 海外旅情報
- (6) お役立ち情報
- (7) 自己紹介
- (8) 近況情報
- (9) 仲間作り情報
- (10) 体験情報
- (11) やむを得ない私信
- (12) その他、ML 委員会が認める事項

4. 3 第二MLの投稿区分

- (1) 会の運営及びML運営に関する提案・要望・意見
- (2) 第一MLで扱わない投稿

5. 遵守事項

ML参加者は、会にふさわしい内容を維持するために下記の事項を遵守しなければならない。
遵守事項は第一ML、第二ML共に適用します。

- (1) 個人への中傷、誹謗、悪意の批判等および個人のプライバシーに関する情報は禁止します。
- (2) 全員に対する発信ですので、個人間同士のメール交換は避けて下さい。やむを得ない場合は件名に「私信〇〇様」と表記する。又、各支部限定の話題は件名に「〇〇支部」と表記して発信下さい。
- (3) 政治、宗教及び思想的宣伝に関する投稿は禁止します。但し、L S対象国の一般的情報についてはこの限りではありません。
- (4) 営利行為、宣伝行為に関わる投稿は禁止します。
- (5) このMLは楽しい情報交換の場です。論戦を展開する場では有りません。他人が不快と思う内容は禁止します。また一方的な観点に立った教唆・扇動的内容も禁止です。
- (6) 個人メールを発信者の承諾を得ないでMLへ転載することを禁止します。

6. 規約違反等に対する処置

ML委員会は、この規約への違反（特に遵守事項違反、投稿区分違反）、コンピュータウイルス発生時、および「南国暮しの会」に不適切な内容発信と判断した場合は、下記の処置を行います。

- (1) 違反当事者に警告を行います。警告には投稿に対する「事前承認」処置を伴います。
- (2) 「事前承認」は違反行為が無い事を確認した場合、解除します。解除後に違反が繰り返される場合は、「投稿禁止」あるいは「配信停止」、またはその双方の処置を行います。処置を適用する期間はML委員の協議で決定します。
- (3) 前項を経ても違反が解消されない場合は、「ML登録削除」とします。「登録削除」は理事会に諮りその決定を得て行います。
- (4) 前項までの処置を受けた投稿メッセージで、公序良俗に反する不適切な投稿内容は、MLホームページの過去メッセージから削除することがあります。
- (5) コンピュータ・ウイルス発生等の緊急時に対象者を一時的に「投稿禁止」とし被害を最小限に食止める処置を行います。回復時には本人からの申出により処置を解除します。

(6) このような処置は、「ヤフーグループ」システムが提供する機能を利用しますので、システム機能に変更となった場合は、上記各号に準じた処置とします。

参加登録および投稿のガイダンス

1. 参加登録の方法

新規入会者などML未参加の方は、先ず第一MLへ参加登録申し込みをして下さい。次に第二ML参加を希望する場合は、別に参加登録申し込みをして下さい。

参加登録申し込みは、メールで下記の事項を記入してML委員会へ送って下さい（メールのみで申し込みを受け付けます）。

宛先は、第一、第二ML共に下記のアドレスです。

mail.iinkai@gmail.com

なお、申込者はML規約に同意したものと見なします。

(1) 第一ML参加登録

件名：南国第一MLへの参加登録希望

- ・会員番号（家族会員の場合は、会員番号に続き「家族会員」と明記してください）
- ・氏名
- ・配信先メールアドレス（原則として会員名簿と同じアドレスとして下さい。家族会員の場合はこの限りではありません）
- ・ウイルス対策法（ウイルス対策ソフト名、或はウイルスチェック契約プロバイダ名を明記）

(2) 第二ML参加登録

件名：南国第二MLへの参加登録希望

- ・会員番号（家族会員の場合は、会員番号に続き「家族会員」と明記して下さい）
- ・氏名
- ・配信先メールアドレス（第一ML配信アドレスと同一である事）

2. 配信先アドレスの変更及び参加登録の廃止

配信先アドレスを変更した場合および参加登録を廃止する場合は、メール管理者宛てメールにより届けてください。

宛先は、下記のアドレスです。

mail.iinkai@gmail.com

アドレス変更時に届出が無いと配信されません。又、廃止時にも届出が無いと配信が継続します。

(1) アドレス変更

件名：ML配信先アドレスの変更

- ・会員番号（家族会員の場合は、会員番号に続き「家族会員」と明記して下さい）
- ・氏名
- ・新しい配信先メールアドレス

(2) 参加登録廃止

件名：ML参加登録の廃止

- ・会員番号（家族会員の場合は、会員番号に続き「家族会員」と明記して下さい）
- ・氏名

3. 投稿方法、投稿メッセージの作成法

会員相互の情報交換の場であり日常会話で自由に投稿し、出来るだけ多くの方にMLメール発信を願います。書き方は下記を参考にして下さい。

- (1) 件名欄には文章の全体がわかる内容を簡潔に記載下さい。(受信の多い方は、件名のみで内容を判断し、削除等の処理をする方がおられます)
- (2) 文章の最初に自分の会員番号と名前を必ず書いてから、その後に本題内容をお書き下さい。
- (3) 文章は、簡潔に、楽しく皆さんに情報提供願います。長文の時は、分割して投稿するか、「関心のない方は以下削除して下さい」等があると親切です。
- (4) ウイルス防止の為、添付は削除して配信しています。資料、写真等のファイルの添付はしないで下さい。
- (5) メールへの投稿宛先は次の通りです。

第一ML：nangoku@yahoogroups.co.jp

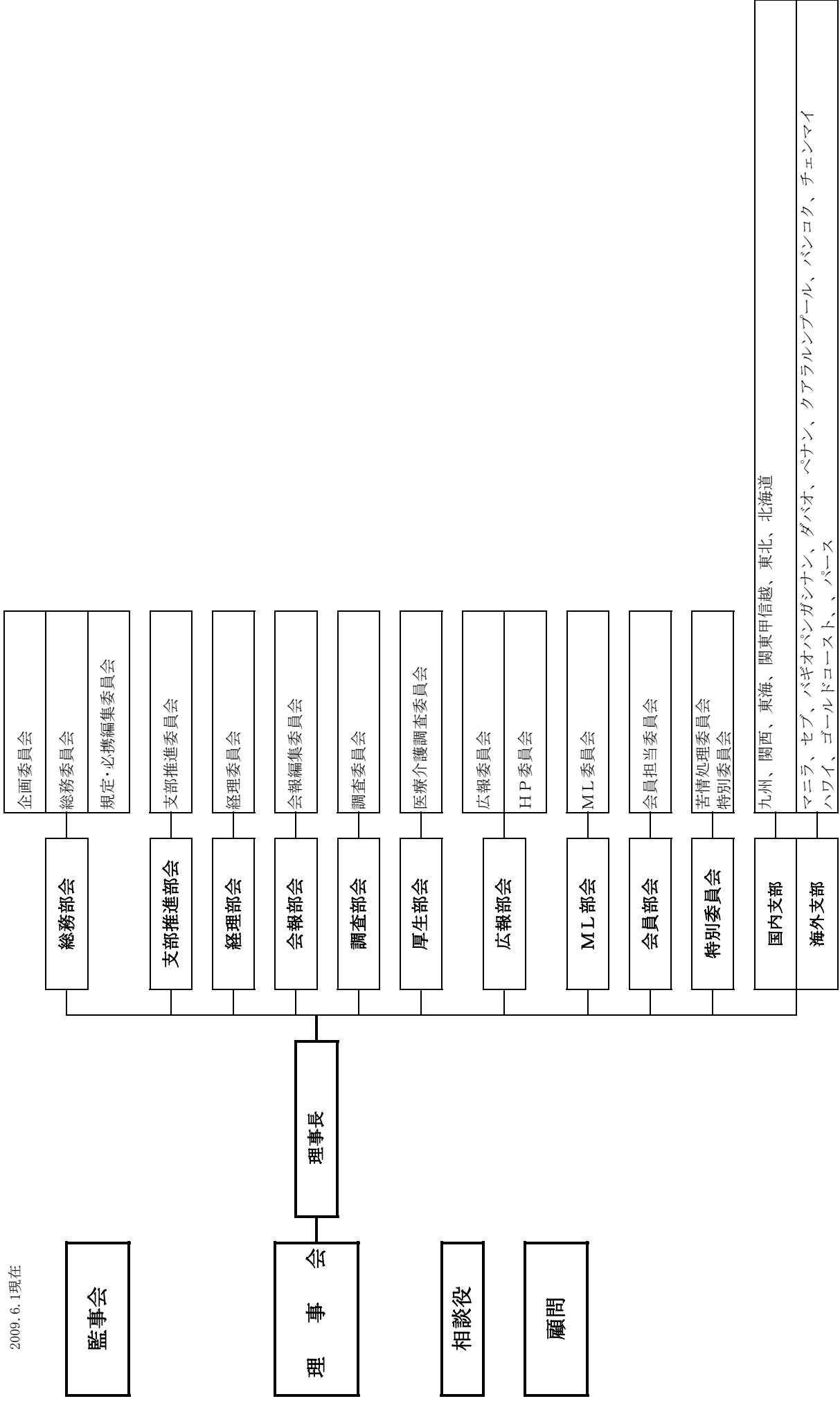
第二ML：nangokunew@yahoogroups.jp

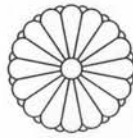
宛先を間違えると内容により投稿区分違反となりますので、ご注意下さい。

- (6) MLメールを発信しますと、ML登録者全員に配信されます。個人メールなどを誤って投稿しますと、全員が閲覧することになります。投稿前に宛先アドレスを再度確認して下さい。又、MLで配信されたメールに返信した場合の返信先は現在「全員に配信の南国ML」になっていますので特に注意して下さい。
- (7) ウイルスメール等との判別の為、[発信者名]は原則日本語で願います。
- (8) 文字サイズは12ポイント、1行の文字数を全角で30～36字程度として下さい。
改行がない文章は見づらく読む人を不愉快にします。
- (9) メール作成の形式は、テキスト(text)にしてください。HTML、リッチテキスト形式はヤフーMLシステムでは文字化けを生じることが報告されています。

南国暮らしの会 組織図

2009. 6. 1現在





商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第4810100号
(REGISTRATION NUMBER)

商標(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第16類 雑誌

第43類 ホームステイのためにする宿泊施設の提供に関する情報の提供

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都品川区東品川3丁目22番20-1208号

特定非営利活動法人南国暮らしの会



出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2003-098310

出願年月日(FILING DATE)

平成15年10月24日(October 24, 2003)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成16年10月15日(October 15, 2004)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小川



「南国暮らしの会」英文表示及びシンボルマーク決定について

平成 12 年 10 月 28 日

名称マーク選定委員会

名称マーク選定委員会は下記のごとく、会の名称及びシンボルマークを選定致しました。

会の呼び掛けにご応募して下さいました諸氏に厚く御礼申し上げます。

採用されました富永來久夫様、藤井伯未知様おめでとうございます。会員の皆様におかれましては、この立派な名称及びシンボルマークを誇りにし会の発展に寄与して下さい。

今後は公式書類、資料、名刺もこれに準じて下さる様お願い致します。

記

1. 邦文での公式届出などの場合は特定非営利活動法人「南国暮らしの会」とする。
通常は「南国暮らしの会」と通称の「南の会」その都度使用自由とする。
なお、特定非営利活動法人と NPO 法人(我が日本では NPO 法人の呼称は一般化している為)の使い分けもその都度使用自由とする。
2. 英文での表示は富永來久夫様(会員No.115)提案の名称「The Tropical Livener's Club」(ザ トロピカル リブナーズ クラブ)を本会の英文固有名詞名称とする。
選定理由は[Livener]：『健康闊達で陽気な人』と訳されている点が、本会にピッタリなので選定した。この単語は普通の辞書には記載されていないとのこと、固有名称は特殊な名称を使っても何等問題ない。(例えば世界的有名なブランドになった「ソニー」のごとく)
3. シンボルマーク(ロゴマーク)は藤井伯道様(会員No.303)提案の作品(デザイン)が当会のイメージにマッチしたので選定した。
4. 英文での NPO の表示は Authorised Non-Profit Organization とする。
NPO とは非営利の民間団体のこと。「特定非営利活動促進法」にて、こうした団体に法人格を与えることで、ボランティア活動をはじめ市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展の促進と、公益の増進への寄与を目的としたもの。

* 「南国暮らしの会」英文表示について

2009・9・29

「南国暮らしの会」 監事 富永 來久夫

はじめに

標記の英文表示についてご説明申し上げます。また、最後にその意味するところを、ふつつかな英文でも説明しておきましたので、必要に応じてご利用ください。

タイトル説明 「The Tropical Livener's Club」と「南国暮らしの会」を英文表現致しました。ここで The Tropical は南国の、南洋のとか言う意味であることは素直にお認めいただけることでしょう。また、最後の Club も同好の志を持つ同志の集団の事であることは説明を必要としません。囲碁クラブ、将棋クラブ、テニスクラブ、スイミングクラブ等々日本語として親しみ深い単語です。問題は[Livener]の意味するところです。品詞的にはもともと Liven という動詞から来ており、その意味は、「健康闊達にして陽気である。」ととれます。数冊の辞書を参照しますと、

- ① 研究社のリーダーズ英和辞典は、Liven.自動詞、他動詞、陽気[快活]になる。名詞、～er、としています。よって、[Livener]は陽気で快活になる人と理解できます。

- ② 小学館のプログレッシブ英和辞典も同じ表現です。
- ③ 同じく小学館のコンピュータ CD,ブックシェルフ英和では、[Livener]を名詞として、活発、陽気になる人(物、事)としています。
- ④ 米国の最も著名な英英辞典、THE AMERICAN HERITAGE DICTIONARY は、名詞[Livener]を To become lively=生き生きとなる人(物、事)としています。
- ⑤ 念のため、米国の世界的に最も定評のある ROGET'S THESARUS 同義語辞典に依れば、Live 動詞として、vitalize=快活になる。としているので、名詞形は当然、快活になる人(物、事)と表しています。したがって、Livener=健康闊達で陽気になる人。と訳するのが、素直で順当なところでしょう。Livener という単語は、確かにある辞書には出てこないこともある難しい語かも知れませんが、小生の手元にある数冊の辞書にはこの語が現れません。その中には、あれほど名高い、オックスフォード英英辞典ですらそうなのです。

全体の意味 The Tropical Livener's Club=南の国で健康闊達、陽気に暮らす人達の集団と言う事なりましょう。

この「健康闊達で陽気に暮らす」と言う深く且つ多くの意味を一語に凝縮したいと言う訳者の意図をお汲み取りいただければこれ以上の喜びはありません。

ご注意願いたいのは、この語がそれほどポピュラーではないと言う事です。たとえば Native speaker(英語を国語として話す人)でも必ずしも理解してくれるとは限りません。そこで外国の方にも多少の説明が要るがあると思われまます。この英語の意味するところを英語でどう言ったら其の意味が通じるでしょう。以下の他、いろいろな英語表現がもちろん可能です。

英語でどう説明するか。一例として

A purpose of our club would be supporting voluntarily realizing cheerful and vital tropical life for aged individuals and/or retirees.

変な話ですが、上の英語を日本語に翻訳すると、「私たちのクラブの目的は、引退者や高齢の方々の陽気で闊達な生活を南の国で自発的に実現する事を支援しようとしているものです。」

終わりに 「The Tropical Livener's Club」と言う短文の中に上記の意味をどれほど盛り込めたか、不学の故の手落ちもろうかと思いますが、今後とも皆様の温かいご指導を頂戴しつつ改善を加えて行きたいと存じます。

以上

*「南国暮らしの会」シンボルマーク

平成 12 年 9 月

南国暮らしの会 会員No.303 藤井 伯道

The Tropical Livener's Club

Authorised Non-Profit Organization

特定非営利活動法人 南国暮らしの会

SYMBOL MARK

平成 12 年会報 秋季号掲載記事



No.115 富永 来久夫様、No.303 藤井 伯道様は既に退会されています。

私は「南国暮らしの会」（通称「南の会」）の定款・細則を遵守し、良識ある行動をとることを誓約し、入会します。

フリガナ		ローマ字（パスポート記載通り）		大・昭 年 月 日生	
氏名：		印		性別：男 女 既婚・独身	
フリガナ					
住所・〒：					
TEL：		FAX：		携帯：	
入会目的：①移住希望 ②海外にロングステイ ③海外移住調査 ④面白そう ⑤その他					
現在所属団体：①ロングステイ（財） ②ワールドステイクラブ ③ロングステイクラブ ④その他（名称）					
職業；現・元：			免許：		
資格：			趣味：		
海外で活かしたい	（記入は任意です）				
特技・知識これ					
からやりたい事					
会を知った情報源（具体的に）					
Eメールアドレス	名簿に記載：可・否 @				
会の業務に協力出来る方	会役職（理事、監事、顧問、委員等）・会報作成（構成、ワープロ、校正、発送業務）・その他				
る方	ご記入下さい				
フリガナ		ローマ字（パスポート記載通り）		大・昭 年 月 日生	
家族会員氏名：		印		性別：男 女 夫・妻・子	
職業；現・元：			免許：		
資格：			趣味：		
海外で活かしたい	（記入は任意です）				
特技・知識これ					
からやりたい事					
◎留守中の連絡先（海外滞在中、転居先不明で会報などの送返品等で事務局が困惑します。是非ご記入下さい。） 2ヶ月以上の海外滞在を実施される方はその都度、会員担当か事務局へご連絡頂けると助かります。					
フリガナ					続柄
氏名：					
フリガナ					
住所・〒					
TEL：		FAX：		携帯：	

注1) 上記は会員名簿に記載致します。不都合な項目があれば朱記して下さい。尚氏名、住所は楷書で記入して下さい

注2) 初年度諸会費は¥11,000.です。内訳：資料及び資料送料¥1,000.、入会金¥5,000.、年会費は¥5,000.

注3) 郵便振替口座番号；00170-7-24682、口座名；「南の会」・振込み費は皆様の負担でお願いします。

注4) 上記諸会費の領収書は発行しませんので、ご利用明細書を領収書代わりに保管して下さい。

注5) 特に1月から3月までの入会者は入会年度をハッキリ明記して下さい。

*担当及び紹介者資料、提供・送付日：平成 年 月 日 サイン又は印

H.17.3.改

理事会⇒事務局⇒会員担当保管

(理事会開示)

平成 年 月 日

該当箇所を○で囲んでください

休会・退会届

NPO 法人 南国暮らしの会

理事長 _____ 殿

会員番号No. _____ 氏名 _____ ⑩

私、この度下記の理由により平成 年 月 日をもって、貴会を休会・退会致します。

理由： ・一身上の都合 ・家事都合。 ・その他

本会が、より良い会に発展する為の方法（前向きな考え）について、ご意見がありましたら、ご提案頂けると幸いです。

理事会⇒事務局⇒会員担当保管
(理事会開示)

平成 年 月 日

住所等変更届

平成 年 月 日 届

NPO 法人 南国暮らしの会

理事長 _____ 殿

会員番号No. _____ 氏名 _____ ⑩

この度下記の項を変更致します。

(新) 住 所 : 〒

(新) 氏 名 :

(新) 電 話・FAX :

(新) メールアドレス :

そ の 他 :

南国暮らし 心得10ヶ条

気候、風土、生活習慣等慣れないところで、海外暮らしをするには、なによりも、健康で、元気であることです。そのためには、出発前の万全の健康管理、現地での健康な生活維持が大切です。この「南国暮らし心得10ヶ条」を守って、不断の努力で「厳しい自己管理」をすれば、病気知らずの「楽しい南国暮らし」がおくれる筈です。

1、病気は治しておく

- ・病気持参では不安です。持病は治癒しておきましょう。
- ・現地での継続治療が必要なら、診断書、処方箋を持って行こう。
- ・特に歯の治療は時間も金もかかります、日本で治療していきましょう。

2、郷に行ったら、郷に従う

- ・生活習慣等の違いを気にしていたら、ストレスがたまり病気になってしまいます。
 - ・早く現地に馴染み、現地人と共生することです。
- 「ここは日本ではない、日本流は通用しない」を肝に命ずることです。

3、休養をとる

- ・心身の疲労は体調を崩し、体力を消耗させ、病気になることがあります。
- ・無理しないでゆっくり、のんびり行きましょう。

4、健康を管理する

- ・体調不良の自覚症状があったら、我慢しないですぐに病院に行こう。
- ・下痢、嘔吐、発熱（高熱、慢性的な微熱）は、特に気をつけよう。

5、清潔を心がける

- ・不衛生なところは病原菌の繁殖場、身の周りはいつも清潔にしておこう。
- ・手洗い、うがいは健康管理の大前提、生活習慣化し、励行しよう。

6、生もの、生水は取らない

- ・脱水対策としても水の補給は不可欠だが、生水・氷は厳禁です。
- ・生もの（肉、魚、野菜等）は、必ず火を適したものを調理後すぐに食べよう。
- ・果物も皮付きのものを食べよう。

7、動、植物に触らない

- ・動物には狂犬病の恐れがあるので、噛まれたら必ず医師に診てもらおう。
- ・植物には触れると炎症をおこすものや、猛毒を持ったヘビ、蟻等が潜んでいることがあるので注意しよう。

8、虫刺されを予防する

- ・蚊や虫からマラリア、黄熱病に感染する危険があります。
- ・虫除け、長袖、長ズボン、着帽での予防を怠らないようにしましょう。

9、裸足で歩かない

- ・皮膚から破傷風菌や寄生虫が体内に入り込む恐れがあります。
- ・足から入ることが多いので、裸足で歩かないようにしましょう。

10、「君子危うきに近寄らず」

- ・不特定の相手との性行為、麻薬の注射針の共有は、エイズ感染の恐れがあります。
- ・犯罪行為でもあり、身を滅ぼすことにもなりかねません。自重あるのみです。厳に慎みましょう。

海外支部のある地域に滞在する場合の「べからず集」

支部推進委員会編集

南の会会員は圧倒的に海外支部のある国、都市を訪れます。

そしてその支部長さん、並びに関係者にお世話になっております。

そのとき皆さんはその方々に大変なお世話や、ご迷惑を掛けたりしていませんか？会員数が増えるに従い問題を起す方が多くなり、各支部より苦情が沢山きております。

自分ではその感覚はないが「無意識に」とか、「自分の常識の範囲内で」とか、全く悪気のないまま、一生懸命に奉仕をしている先輩会員の方々に不快感を与えていないでしょうか。

各支部をお世話している支部長さん自身の性格、その国の事情等により各々問題に対する捕らえ方が違っておりますので、訪れる方が多いチェンマイ、ペナン、ダバオ各支部からの「こんなことしないで欲しい」の“べからず”（マナー違反）を基に海外支部のある地域に滞在する場合の「べからず集」を作りました。

どうかこれを参考に海外に於いて行動しマナー違反などしないで、お互い楽しく愉快地「南国暮らし」をエンジョイしましょう。尚、本記事のオリジナルは会報の2006年新年号（VOL. 31）55頁、海外支部「べからず集」です。是非こちらをご参照下さい。

（1）訪問支部への連絡をして下さい。

支部に連絡なしの往来をしないように・・・訪問者は必ず連絡を入れてください。何かあった時に困ります。初心者だけでなくベテランの方にも連絡なしの方は多いようです。これは何処の支部でも同じです。問題発生時だけ連絡されても、それは？です。宿泊ホテル・携帯電話番号・その他の連絡先などです。

但し「南の会の一員」としての立場や会を全く利用せずに滞在するのであれば連絡しなくても構わないでしょうが、この場合は「自分は南の会会員」であるとか「支部長を知ってる」など滞在先で他人に話さないなどの分別・覚悟が必要でしょう。

（2）旅行代理店の利用。

支部の推薦するエージェントまたは旅行業者を利用するのが良いと思います。不満、トラブルが起きにくいし、解決しやすい。他の業者にも声を掛けるような二股を掛けるような事はしないことが求められます。そうしないと折角築いた支部の信用がなくなります。ひいては全会員に迷惑を掛けることになるでしょう。

（3）視察訪問のアポイント取得とマナーの遵守。

事前にアポイントを取らずに滞在先視察のため突然現地在住の日本人宅を訪問するような事はしない様に・・・これは日本国内でそう云うことをすると非常識ですし普通はやりませんね。海外においてもされる側は大迷惑ですし常識外です。更に訪問家庭に於いては案内者が案内する所だけを見せてもらうことにして下さい。勝手に冷蔵庫を開けたり、納戸など訪問先が見せたくない所を見たりしてトラブルになり、支部長さんが支部長職を辞退されるまでに発展した事が最近ありました。

（4）支部への依頼。

支部に何もかも（空港への送迎・観光ガイド・ホテル、コンドミニアムの手配等）依頼するようなことはしない様にしましょう。これらをどうすればよいか事前に御相

談することは良いでしょうが、支部は旅行代理店ではありませんので自分で手配実行を原則として下さい。その為に代理店をご紹介します。

(5) 会員としての行動。

日本人、「南の会会員」としてのプライドと名誉を傷つけるような行動はしないこと。「南国暮らしの会」はロングステイ地では今や有名なのです。会員は会員であることに誇りを持って行動して下さい。

(6) 必要以上に値切らないこと。

値切ることであっても良いが、現地物価が分からず、騙されたくないとの意識から必要以上に値切る方が居ますが、現地の方は皆生活のために必死に頑張っているのです。

(7) 現地のペースに合わせて下さい。

空港のチェックインカウンター・お店のレジ・レストランの会計・ホテルのチェックイン等の時、ゆっくりしていても決して怒ったり、いらいらしない様に。大体東南アジアの人は歩くことから、仕事に於いても日本人と違ってゆっくりとしたペースです。それを感じ取るようなゆとりを持って周囲を見るようにして下さい。そもそもその地を視察に訪れたということは、場合によっては、そこに生活の拠点を一部移すかもしれないということですから、「日本人である」という「変な優越感」を持たず、目線を水平にして、現地の方々に真摯に対応するように心がけましょう。その地に居住しておられる会員の方々が長い時間をかけて築かれた「信頼感」に泥を塗るようなことは絶対に避けて下さい。

(8) 支部へのお礼。

お世話になったら、それ相応のお礼を考えましょう。よくあるのは案内するのが当然とタクシーなどの交通費を払わない方が居ます。電話などの通信費など掛かりますから、「いくら支払えばよいのか」、支部長へ遠慮なく尋ねるようにして下さい。例えばチェンマイなどは携帯電話のプリペイドカードを買って支部長にお渡しすることになっています。

(9) 帰国したらお世話になった支部への挨拶を忘れずに。

帰国したら何も連絡挨拶のない方が多くおられます。メール等で一言「無事帰国、御礼」を簡単で良いですから挨拶して下さい。御世話した方はそれだけで嬉しいものです。

以上

支 部 連 絡 先

平成21年7月現在

支部	会員No	氏名	メール	Skype	催 事
北海道	625	工藤 俊一	syun@edu-japan.net	kudoh625	年2回情報交換会、サロン会7回、女性サロン会
東北	498	氏家 孝	takashiujiie3322@yahoo.co.jp	takashiujiie3322	随時
関東甲信越	732	馬場 章介	shosuke7@nifty.com	babasuke5	サロン会&懇親会は毎月1回に開催
東海	543	清水 重一	shimizu434@wd.biglobe.ne.jp	maipenrai434	サロン会&情報交換会を24回開催（毎月2回開催）、毎月第3週に平日サロン会を開催
関西	754	松本 都志重	shokupan@hcc5.bai.ne.jp		サロン会&例会を5回実施
九州	851	稲田 聰	akiaki0072002@yahoo.co.jp	skype-ai2912	サロン会（情報交換会&新年会を含む）を6回実施
マニラ	1269	岩崎 宏	iwasaki@friendshipmanila.com		840-1060/ 携帯0928-506-8162
セブ	636	鶴岡 照郎	telu@wave.plala.or.jp		アヤラのスターバックスで早朝ミーティングを毎日開催
バギオ・パンガシナン	227	齋木 一	saikihajime@hotmail.com	saikione	
ダバオ					
クアラランプール	860	棚村 信了	ICJ24247@nifty.com		随時
ペナン	524	川崎 勇	dai49_ryu211_yuna19@ybb.ne.jp		サロン会は1月・7月の年2回開催
バンコク					
チェンマイ	54	山口 洋二	nangokuchiangmai@yahoo.co.jp		毎月第2土曜日ドワウンタワンホテル2階（ナイトバザール近く）
ハワイ	699	大黒 均	hitdikok@hotmail.com	hitdikok	サロン会毎月最終土曜日サンライズ、懇親ゴルフは月1回最終日曜日
ゴールドコースト	586	磯崎 興志	isozakiks586@w4.dion.ne.jp	k-isozaki5868318	

会員必携のクレジットカード

平成21年3月15日 現在

南国暮らしの会 会員No.24 酒匂 景輝

*カードの海外旅行付帯保険金

クレジットカード（信用）カードには各種の優待制度が設けられており、海外旅行保険もその一つです。クレジットカードに付帯される海外旅行保険は、傷害（ケガ）、疾病（病気）治療費用、賠償責任、携行品などの保険金支払い種目については複数所有するカードの保険金額が合算できます。

本カードの付帯保険金でケガ、病気治療をカバーしたい方は、複数枚の所持を薦めます。

但し 傷害死亡、後遺障害の場合、複数のカードを所有していても、保険金の最も高い金額が限度となります。現在欧米では盲腸の手術でも数百万円掛かります。

海外旅行（滞在）を楽しむ旅行者がケガや体調不良、カメラやバッグ等の携行品の盗難、また商店やホテルの商品や備品などを壊したり、汚した際の賠償責任など色々なトラブルに遭遇することも少なくありません。

尚 海外で大病に掛り日本に帰国して治療を望まれる方は、救援者費用保険を別枠で日本出国時にその都度掛けると、救援者の送迎費用やドクター同道で安心して帰国出来るでしょう。欧米からは1,000万円程度掛かるそうです。

Q1、なんでクレジットカードが会員に必携なの？

A1、本会の会員は、南国で暮らそうと云う目的で入会されている筈です。我々には病気や傷害事故などは付き物です。その場合、治療費や賠償金は必ず発生します。それをカバーしてもらえるのは保険制度で、このクレジットカードは経済的な信用を得られ、カードを使用しなくても海外旅行保険まで、安い会費で補償されています。

クレジットカードは本会会員には必携の物と思います。が 使用は「自己責任」でお願いします。この様な素晴らしいカードを利用しないのは勿体ない事です。

Q2、カードの海外旅行保険に付帯しない項目は？

A2、疾病死亡、日本で治療中の疾病、歯科、航空機遅延、不法行為（例えば無免許運転などでの傷害）などの保険は付帯されていません。約款や規約をよく読んでおいて下さい。

Q3、カードの海外旅行保険の保険責任期間と出発場所は？

A3、①保険期間は90日と長期間で、出入国するたびに何度でも手続きなしで90日有効です。

②出発場所については、自宅出発から帰宅まで（玄関を出て玄関に入るまで）と日本の空港出発から日本の空港帰港（日本国出発から帰国）までと言うカードがあります。カードの種類により異なりますので夫々確認して下さい。

Q4、海外旅行の費用をカードで支払うの？

A4、海外旅行の場合は、カードで旅行費用を支払う必要はなく、自動的に（パスポートに出国スタンプがある事）保険は付帯しています。が 近年下記6項の「SBI レギュラー カード」や7項の「シティ クラシック カード」は、自動付帯ではないですが、このカードの価値は、海外で公共交通機関のチケット購入の際このカードで支払うと、購入日より60日か90日補償されます。会社によって異なりますが、3ヶ月以上滞在予定者には必携のカードです。

尚 国内旅行の場合、旅行費用をカードで支払うと補償されるのもあります。（具体例参照）

Q5、カードの海外旅行保険の使い方は？

A5、旅行保険の詳細は、夫々のカードの旅行保険サービス冊子（カード取得時に同封されています。）で調べて下さい。サービス冊子紛失の場合はカード会社に連絡すると再発行してくれます。

どのカードでも日本語対応のサービスセンターが記載されていて、ケガや病気などの場合は年中無休24時間対応（東京海上火災や損保ジャパン等の電話代無料がある。）のセンターに連絡すると、平日は現金不要で診察、治療、投薬をしてもらえます。

尚 日本語対応のサービスセンターへの連絡は、カードを複数枚持っても一社のサービスセンターに連絡し、その旨を話すとその一社主管で取り仕切ってくれます。

Q6、カードの海外旅行保険の手続きは？

A6、日本の土曜日や休日（カード会社が休みでカードが有効かどうかの確認が出来ないため）に発症の場合は現金で支払って、診断書や領収書など必要書類を交付してもらい、日本に帰国後手続きをすれば10日前後で申請者の口座に振り込まれます。その場合（土曜、日曜、休日）も日本語対応のサービスセンターは対応してくれますので、連絡すると丁寧にアドバイスしてもらえます。

◆私の2009年1月の体験記：病院に行く前に保険会社に連絡したのですが、タイの携帯で掛けた電話が接続出来ませんでした。病院のスタッフに問い合わせたら病院から連絡できるので、直ぐ来てほしいとの事で出向きました。

ところが診療が終わり薬を貰っても、連絡出来ておらず保険会社では日本のクレジット会社に確認が取れるまで2時間程度掛かるとの事でした。病院ではその時間待つか、診療費用を現金で支払うか、パスポート又はクレジットカードを預けてほしいとの事でした。

と云う事は、必ず病院に行く2時間程度前に連絡してからにするか、現金を多く持参しないと大切なパスポートかカードを預けることとなります。

Q7、海外旅行保険を有効に使うには？

A7、海外旅行保険は、どの項目が我々に重要か支払項目別事故状況表（下記）を見ますと、この保険は医療保険（約60%）が最重要であると思います。と云う事は、**我々が利用出来るしっかりした医療機関のある場所を選択する必要があります。**カード会社は、殆んど傷害死亡保険を宣伝文句にしております。が 現実我々には医療保険が主だと思えます。

我々がロングステイをするような国では、殆どの所で利用出来ますので、私は外国滞在中常に「強い味方があるのだ」と安心しております。

外国で発症の病気、ケガは帰国後も完治までとは云えませんが、90日程度有効です。（会社によって少し異なります。）

§表1、支払項目別事故状況表（ジェイアイ傷害火災のデーターによる）

	疾病治療(病気)	傷害治療(ケガ)	携行品	航空機遅延	賠償責任	その他
割合 (%)	50.5	8.9	25.0	10.9	1.5	3.2

(注) 航空機遅延は、カード保険には付帯しておりません。必要な方は、有料で付加することが出来る筈です。

Q8、日本で、健康保険にて治療中の病気はどうするの？

A8、この保険では利用できません。が、現金で支払い書類を日本語に翻訳して、市役所などの健康保険窓口に提出すると、日本の規定に則り相当額が還付されます。日本円換算で1万円以下の場合、翻訳料などで赤字になる可能性がありますので要注意。

Q9、カードの盗難、紛失の補償は？

A9、カードを持ち歩くと、カードの盗難、紛失及び使用してスキミングされ、不正使用されるなどの心配があります。ところが一定条件を満たしていれば、クレジットカードには上記の旅行保険の他に、カード会社にて独自の保険が掛けてあり、手続きなど少し面倒ですが所持者の損害は殆んどありません。その様な場合は、速やかにカード会社に連絡し諸手続きをして下さい。

◎ N社の会員規約に「カード盗難保険のあらまし」として、分かり易い文章がありますので抜粋引用します。

「●カードを万一盗まれた時、または紛失した場合には、その旨お届けください。お届け頂いた日の60日前より、それ以降に他人に不正使用された損害金を当社が負担します。

●この保険は団体保険になっていますので、個別の保険証書は発行いたしません。」

Q10、UCカードをセゾン マイレージプラスカード+マイルアップに切替えた理由は？

A10、私が利用していたUCカードは、年会費10,000円で、マイルはショッピング、公共料金などの支払い1,000円で10マイル獲得でしたが、今回のセゾンカードは年会費6,500円で、マイル獲得は1,000円で15マイルです。このカードの方が色々有利なので切替えました。

・本書が完璧とは云えませんが、私が知りたい事項は記載したつもりです。詳細説明希望者は、インターネットでの「海外旅行保険付帯カード」を検索するか、カード会社に問い合わせると多くの

情報（会費無料のカードなども）が得られます。

次に私の選択した具体例を列記しますが、このカードは数十種あり、それぞれに特徴があります。皆様は自分のカード取得目的に合わせ「自己責任」で選択して下さい。私のカード取得目的は海外で利用出来る医療保険、マイレージ獲得などに重きをおきました。

◇私の海外旅行保険付帯クレジットカード取得の具体例（補償種目、金額などは一覧表に）

1、マイレージ・プラス（《セゾン》SAISON）VISAカード

- ・このカードはマイルアップメンバーに加入し、ショッピング及び公共料金支払い1,000円でマイルが15マイル貯まります。
- ・海外旅行損害保険が海外旅行出発時に自動付帯（保険会社に連絡不要）されます。
- ・病気・ケガなどの連絡先例（損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン）
 - タイ国：001-800-65-6088、1800-600-234 ・通話料：無料
 - マレーシア：1800-80-1013 ・通話料：無料
- ・その他の事故（病気・ケガ以外）の連絡先（損保ジャパン・海外ホットライン）
 - タイ国：001-800-656-348 ・通話料：無料
 - アジアのその他：(65) 6738-3959 ・通話料：有料

2、マイルアップメンバー（注）保険期間（自宅出発から帰宅まで）最高30日。

このマイルアップメンバーにはカードは無く、上記のカードのグレードアップです。

上記のマイレージ・プラス（《セゾン》SAISON）VISAカードを取得すると、このメンバーになれる資格を得られ、カード到着後申請するようになっていきます。本カードの旅行保険は、保険責任期間が最高30日と短く、長期滞在者にはそれ程魅力のある保険ではありません。が、このメンバーの利点はプラスマイルが千円に対し10マイルアップする事です。この保険はオマケのように思えます。

3、《セゾン》SAISON）アメリカン・エクスプレス・カード、

- *このカードは国内旅行傷害保険も、本クレジットカードで交通機関、宿泊費を支払う事が条件で、保険責任期間（公共交通乗車中の怪我、宿泊中）最高30日が付帯されます。
 - ①傷害死亡・後遺障害：3,000万円、②入院日額：5,000円、③通院日額：3,000円。
- ◎私は上記セゾンカードを2種類（VISAとアメリカン・エクスプレス）所持しています。同一会社のセゾンで海外旅行損害保険は合算出来るかと問い合わせましたら、提携保険会社（損保ジャパン）の回答は合算出来るとの事でしたので、本カードの解約はしない事にしました。

4、三井住友VISAカード

- ・セキュリティが厳しく暗証番号が2つある為に利用困難ですが、海外旅行損害保険が付加と、日本の国際空港のラウンジ利用権などがあり、ゴールドの価値観を必要とする所がたまにあるので所持しております。【カード所持者の顔写真付き】
- *国内旅行傷害保険、本クレジットカードで交通機関、宿泊費を支払う事が条件にて保険責任期間（公共交通乗車中の怪我、宿泊中）最高30日。
 - ①傷害死亡・後遺障害：5,000万円、②入院日額：5,000円、
 - ③通院日額：2,000円、④手術費用：20万円（最高）。

5、ニコス「VIASO（ピアソ）」（VISA）カード 会費：無料

このカードは年会費無料で一覧表の記載のごとく素晴らしい補償が付いております。

6、SBIレギュラー（Master Card）カード【ソフトバンク】 会費：無料

- ・このカードでの保険は、このSBIカードで公共交通機関などのチケット購入が条件です。日本出国後、海外で公共交通乗用具のチケットの料金をSBIカードで支払えば、その購入の日から最長90日間は補償されます。（上記自動付帯との合計で約180日）
- *国内旅行傷害保険の場合は本クレジットカードで交通機関、宿泊費を支払う事が条件。
 - ①傷害死亡・後遺障害：2,000万円、②入院日額：3,000円 ③通院日額：2,000円。
- ◆この保険は、自動付加ではありませんので要注意。

7、シティクラシック（VISA）カード 年会費：3,000円（但し初年度無料）

シティカードの海外保険を有効にするためには、カードで旅行代金が公共交通機関を支払うこと

が必要となっています。（日本国出発から帰国まで）保険は、自動付加ではない要注意。

只、これが、海外に行ってから使用でも、使った日から60日間の期間、保険が有効になるのです。
（平成20年10月1日より有効期間変更）

つまり、90日以上海外滞在の場合、最初の90日は、別のカードの保険を利用し、80数日の時点で公共交通機関の支払いをシティカードで行うと、さらに60日間（h20, 10, 1 変更後）、保険を利用する事が出来ます。

上記の自動付帯との合計で約150日間（h20, 10, 1 変更後）、カードの海外旅行保険が使える事になります！！

- ・国内旅行傷害保険の場合は、本クレジットカードで交通機関、宿泊費を支払う事が条件で、その機関に搭乗中、宿泊中の事故及び募集型企画旅行参加中の事故。

①傷害死亡：3,000万円、 ②後遺障害：90万円～3,000円。

***付帯保険サービス変更のお知らせ（シティカード会社のネット配信文）**

シティカードでは付帯保険サービス内容を見直し、2008年10月1日より、海外旅行保険サービスの内容を下記のとおり変更する事にいたしました。

	変更前	変更後
■海外旅行・国内旅行における責任期間	3ヵ月	2ヵ月
■海外旅行・国内旅行における携行品損害の免責金額	免責金額なし	免責金額3,000円

*シティ プラチナカードを除く全カードが対象となります。

問合せ先；電話（音声自動応答サービス） 0120-003-08①（24時間／年中無休）

携帯・PHS・IP電話からは 03-3472-6700（24時間／年中無休）

***クレジットカード付帯の海外旅行保険を利用する際の注意点**

医療費の高い国での治療については、保険金額が不足する場合があります。医療費の高い国と安い国では同じ治療を受けても10倍位の差があることもあります。また高度先進医療も高額になります。カード付帯の海外旅行保険は補償範囲が基本的なものに限定されています。従って不足分の上乗せや補償範囲を広げたい場合は、別途保険加入が必要となります。

***別途保険に加入する場合はインターネットでの加入が割安**

例えば、損保ジャパンのホームページを開き、海外旅行保険「off」を開くと加入手続きが出来ます。運営より45%の割引きでセット加入と、加入したい種目を選択出来る加入方法があります。必要なものだけ加入すれば保険料はグッと安くなります。

§表2、酒匂が選択したカード付帯海外旅行保険一覧表 【その1】（自動付帯分）

凡例（表2,3 共通）：1）表中の数値に単位の記載がない所の単位は万円
2）*印（ ）内数値は補償額満額を授受する場合の負担額。

カード名 種目	①セゾン マイレージ プラス	②セゾン マイルアップ メンバー	③セゾン アメリカン エクスプレス	④三井住友 VISA (ゴールド)	⑤ニコス ピアソ	酒匂が受けら れる補償、会費 の合計
保険責任期間	90日	30日	90日	90日	90日	30～【90日】
出・帰国地点	自宅	自宅	自宅	自宅	日本国	
傷害死亡	3,000	3,000	3,000	5,000	2,000	5,000万円
後遺障害	3,000	3,000	3,000	5,000	2,000	5,000万円
傷害治療費用 【90日】	300	100	300	150	200	1,050万円 【950万円】
疾病治療費用 【31～90日】	300	100	300	150	200	1,050万円 【950万円】
賠償責任 (自己負担額) 【31～90日】	2,000 (1,000円)	2,000	3,000 (1,000円)	3,000	2,000	12,000万円 *(2,000円) 【一億円】
携行品損害 (自己負担額) 【31～90日】	30 (3,000円)	30 (1,000円)	30 (3,000円)	30 (3,000円)	20	150万円 *(10,000円) 【120万円】
救援者費用	300	100	200	100	200	900万円

【31~90日】						【800万円】
年会費	1,500円	5,000円	3,000円	10,000円	無料	19,500円
備考	①②合体	カード無し				

§表3、酒匂が選択したカード付帯海外旅行保険一覧表 【その2】

(カードにて海外の公共交通機関利用支払いを条件の分)

カード名 種目	⑥SBI レギュラー	⑦シティ クラシック	酒匂が受けられる 補償額及び会 費合計
カード支払い条件	公共交通機関	公共交通機関	支払い額???
保険責任期間	90日	60日	60~(90日))
傷害死亡 【90日】	2,000	3,000	3,000万円 【2,000万円】
後遺障害 【90日】	2,000	3,000	3,000万円 【2,000万円】
治療費用 【61~90日】	200	100	300万円 【200万円】
疾病治療費用	なし	100	100万円
賠償責任 (自己負担額)	1,000 (1,000円)	なし	1,000万円 (1,000円)
携行品損害【60日】 (自己負担額)	なし	30 (3,000円)	30万円 (3,000円)
救援者費用 【90日】	100	50	150万円 【100万円】
年会費	無料	3,000円	3,000円

*表3を敢えて別枠に記載しました。その理由は、このカードの保険はカードで公共交通機関の支払いをしないと補償されない欠点があります。が、反面季節滞在者(6ヶ月以内)には朗報だと思います。このタイプのカード保険がもう少し増えることを願っております。

* 関連 番外編

① 海外での現金引き出しは、このクレジットカードを使いATMで私は引き出しております。その場合は、出来るだけ銀行が開店時その店に設置されているATM利用を薦めます。トラブル(機械に吸い込まれる)があっても安心です。キャッシュカードと諸費用の比較については、クレジットカードが有利な場合もあり気になるような差異はありません。

② 無料の航空券を獲得する

◇本稿については会報2009年新年号に、会員No.813の石渡様が投稿して下さいました。

カードを使い、買い物や航空券購入(代理店によっては手数料3%が必要)や公共料金(電気、電話料金など)を支払うと上記の具体例1-①、②の要領でマイレージを貯めることにより2~3年毎に無料の航空券を獲得出来ます。

現在、航空業界の競争も熾烈でグループ系列化が進み、スターアライアンスグループが最大手です。このグループはユナイテッド航空、全日空、タイ航空、シンガポール航空などで世界の航空会社の半数近くが系列化され、ポイントマイル、機材などの共通化で合理化が計られています。(グループの航空券購入や搭乗により、ポイントはダブルで貯まります。)

例えばユナイテッド航空でバンコク空港往復ですと2万マイル、これは上記カードで140万円(積算)程度使用すると、渡航が出来ると言う事です。但しグループのタイ航空やANAですと2倍の4万マイルが必要です。が外国のグループの国内線(例えばチェンマイへ)はその4万マイルで行けます。

本原稿作成には、会員のご協力特に会員No.1161の永島様、No.1017の光城様から色々な情報を頂きました。情報を提供して下さいました皆様に感謝しております。

以上

国際キャッシュカードの海外利用術

目的地に着いた途端にタクシー代・バス代・チップなど現地通貨が必要になる。「お金はいくら持っていった方がいいのか」「日本で両替したらよいか」「着いてから両替するのか」ということになるが、「日本で両替できる通貨は、日本で、それ以外は現地ということになる。」しかし米ドルやユーロは日本での流通量が多いので有利に調達できるが、それ以外は現地調達がいいでしょう。

調達方法は、現地両替商の手数料の安いところということになりますが、日本の銀行預金カードを国際キャッシュカードに切り替えれば、現地のATMで現地通貨を引き出すことができます。

これが以外に便利なのです。特に長期滞在する場合や数カ国に滞在する場合には便利です。利用可能なATMやCDは、簡単に見つかります。世界中どこにいても24時間、国際キャッシュカードで現地通貨を引き出せるのです。

しかも操作は簡単で、引出し利用料は月間100回まで無料(注1)ですし、両替手数料はかからないので日本から持参した現金を現地の両替所で換金するよりお得と言えます。

(注1) シティバンクの場合100万円以上預金残高があれば、100回まで無料です。

その他の銀行の場合は1回200円位かかります。

主要銀行が発行する国際キャッシュカード(詳細は各行にお問い合わせしてください)

取扱銀行	ATMネットワーク	1日の利用限度	手数料	両替レート
CITIBANK	Cirrus	50万円相当	無料	銀行と提携期間が定めた計算方法
みずほ銀行	Cirrus/Plus	50万円相当	210円	銀行所定のレート
三井住友銀行	Plus	20万円相当	200円	VISAインターナショナルが定めるレートに3%加算したレート
三菱東京UFJ銀行	Plus	10万円相当	200円	VISAインターナショナルが定めるレートに3%加算したレート

VISA http://www.visa-e-mailclub.com/cu/atm_info.html

MASTER <http://www.mastercard.com/jp/personal/jp/cardholderservices>

操作方法

- 1 Insert Your Card
(カードを挿入してください)

選択の度に確認の「OK」や「Enter」などのボタンを押す場合が多い。
用語
確認: 「OK」「Enter」「Yes」「Correct」
取り消し: 「Cancel」
- 2 Enter Your PIN Code and Then Press OK
(暗証番号を押して「OK」を押して)

訂正: 「Clear」「Correction」
用語
暗証番号: 「PIN」
暗証番号の入力を間違えると、利用できなくなってしまうので注意

3	<p>Select Type of Transaction (取引を選択してください。)</p>	<p>用語 引き出し：Withdraw Cash Get Cash 残高照会：Account Balance Inquiry Balance Inquiry</p>
4	<p>Select Account (口座を選んでください)</p>	<p>用語 貯蓄性預金：Saving(Account) 当座預金：Checking(Account) 国際キャッシュカードの場合はいずれかを選択</p>
5	<p>Enter Amount (金額を入力してください。)</p>	<p>希望の金額を数字ボタンで入力するタイプや決められた額の選択肢から選ぶタイプなどがある。</p>
6	<p>Take Your Card Receipt and Cash (カード、ご利用明細、現金をお取り下さい)</p>	<p>用語 利用明細書：Receipt Print Get Record Transaction Advice 手数料：Handling Charge Transaction Fee</p>

ATM利用時の注意事項

*落ち着いて操作しよう

操作に一定時間かかると、機械にカードを飲みこまれることがある。迷ったら一端操作をキャンセルし、はじめからやり直そう。

万一カードを飲みこまれたら、直ぐにATM設置銀行に伝えて取り出してもらうこと。

カードを返却してもらえない場合は、すぐにカードを止めてもらうこと

*必ず操作を終了させる

カードを受け取って操作は終わりだと思っても、終了ボタンを押さないと引き続き取引できてしまう事がある。最後に必ず終了ボタンを押そう。

*暗証番号の管理は怠り無く

誕生日など、他人に知られやすい番号は避けましょう。

*操作時は周囲の環境に注意

深夜・早朝や人通りの少ない場所での利用、道路に面したATMも避けたほうが良い。

ATMは銀行内に設置したものを使おう。

国内外旅行トラブルの対応について

最近、海外に旅行中の事故・事件が多発しており、弁護士から一応「南国暮らしの会」の冠をつけた催事には会として責任が生じる場合があると、注意されました。

南国暮らしの会の定款に下記条文がありますが、早速、調査部会で友好団体、南の会各支部にお願いし、現状調査を行ないました。それをふまえて下記の通り理事会に於いて審議いたしました。

会員の方、ご家族の方のご了解の上、旅行会等にご参加くださるようお願いいたします。

*定款 事業 第5条3項：体験滞在、旅行会等の企画・立案活動。

理事会の見解

- ・南の会はロングステイの夢を持った人たちの集まりで、調査・情報交換を目的にした同好会的な団体であり、特定非営利活動法人（NPO 法人）で営利団体でない。
- ・国内外旅行の参加者について、会としては旅行の紹介をするだけのものであり、自己責任の原則で参加し、場合によっては申込書・念書の提出を求められることを了承する。
- ・あくまでも個人責任とし、会は全く関与しない。
従って各個人は旅行傷害保険（あるいはこれに代わるもの）や旅行会社が紹介する保険等に任意加入する。
- ・そのような会であるので、その会の趣旨を留守家族にも了解を得て参加すること。
- ・事故があった場合、各支部・会員は人道上の応援は自主的に行うことはやぶさかでない。
- ・旅行企画は旅行代理店（JATA）^{注1}の加盟会社で旅行保険を積み立てている会社を選定）が企画・販売する「主催旅行」とし、業者と個人間の契約とし、自分の意思で参加すること。
- ・「旅行対策費用保険」^{注2}等は当南の会が加入することが望ましいが、保険料が高額のため、現在の経理上では加入できない。会費も年間 5,000 円でほとんど定期会報刊行経費に費やされて、事故の際の経費（弔慰金・現地までの交通費等々）は用意されていないので、その旨是非会員及びその家族は了承いただきたい。

注1：JATA：日本旅行業協会 Japan Association of Travel Agents

注2：「旅行対策費用保険」：旅行会社等が取り扱った旅行に参加中の旅行者にケガ等の事故が発生した結果、その会社が負担する見舞費用、救援者費用、社員派遣費用等について補償する保険。

情報ネット検索

外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/
在フィリピン日本国大使館 Philippines Embassy of Japan 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila, 1300, Philippines (P.O. Box No. 414, Pasay Central Post Office, Pasay City, Metro Manila, Philippines) 電話: (63-2) 551-5710 Fax: (63-2) 551-5780	http://www.ph.emb-japan.go.jp/index_japanese_version.htm
在マニラ日本国総領事館 Manila Consulate-General of Japan 事務所は、在フィリピン大使館と同じ。	
在セブ出張駐在官事務所 Cebu Consular Office of Japan in Cebu 7th Floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines. 電話: (63-32)231-7321、231-7322 Fax: (63-32)231-6843	
在ダバオ出張駐在官事務所 Davao Consular Office of Japan in Davao Suite B305 3rd Floor, Plaza de Luisa Complex, 140 R. Magsaysay Ave., Davao City 8000, Philippines (P.O. Box No. 80637) 電話: (63-82) 221-3100 Fax: (63-82) 221-2176	
在タイ日本国大使館 Thailand Embassy of Japan 177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330, Thailand 電話: (66-2) 696-3000, 207-8500 Fax: (66-2) 207-8510	http://www.th.emb-japan.go.jp/
在チェンマイ総領事館 Chiangmai Consulate-General of Japan Suite 104-107, Airport Business Park,, 90 Mahidol Road, T. Haiya, A. Muang, Chiang Mai, 50100 Thailand 電話: (66-53) 203367 Fax: (66-53) 203373	http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/index.html
在マレーシア日本国大使館 Malaysia Embassy of Japan 11, Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia 電話: (60-3) 2177-2600 Fax: (60-3) 2167-2314 在ジョホール・バル出張駐在官事務所 (仮事務所) Johor Bahru Consular Office of Japan in Johor Bahru Suite 15B, Menara Ansar, No. 65 Jalan Trus, 80000 Johor Bahru, Johor Darul Takzim, Malaysia. 電話: (60-7) 221-7621 Fax: (60-7) 221-7629	http://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/index.htm
在コタキナバル総領事館 Kota Kinabalu Consulate-General of Japan 18th Floor, Wisma Perindustrian, Jalan Istiadat, Likas 88400, Kota Kinabalu, Sabah, Malaysia (P.O. Box No. 440, 88856) 電話: (60-88) 254169 Fax: (60-88) 236632	
在ペナン総領事館 Penang Consulate-General of Japan Level 28, Menara BHL, No.51 Jalan Sultan Ahmad Shah, 10050 Penang, Malaysia 電話: (60-4) 226-3030 Fax: (60-4) 226-1030	http://www.penang.my.emb-japan.go.jp/

在ホノルル日本国総領事館	http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm
Honolulu Consulate-General of Japan 1742 Nuuanu Avenue, Honolulu, Hawaii 96817-3201, U.S.A. 電話: (1-808) 543-3111 Fax: (1-808) 543-3170	
在オーストラリア日本国大使館	http://www.au.emb-japan.go.jp/
Australia Embassy of Japan 112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra A.C.T. 2600, Australia 電話: (61-2) 6273-3244 Fax: (61-2) 6273-1848	
在シドニー総領事館	http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/
Sydney Consulate-General of Japan Level 34, Colonial Centre, 52 Martin Place, Sydney, N.S.W. 2000, Australia (G.P.O. Box No. 4125, Sydney 2001) 電話: (61-2) 9231-3455 Fax: (61-2) 9221-6157	
在パース総領事館	http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm
Perth Consulate-General of Japan 21st Floor, The Forrest Centre, 221 St. George's Terrace, Perth, W.A. 6000, Australia (P.O. Box 7347, Cloisters Square, Perth W.A. 6850) 電話: (61-8) 9480-1800 Fax: (61-8) 9321-2030	
在ブリスベン総領事館	http://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/
Brisbane Consulate-General of Japan 17th Floor, 12 Creek Street, Brisbane, Queensland 4000, Australia 電話: (61-7) 3221-5188 Fax: (61-7) 3229-0878	
在ケアンズ出張駐在官事務所	
Cairns Branch Office in Cairns, Consulate-General of Japan at Brisbane Level 15, Cairns Corporate Tower, 15 Lake Street, Cairns, QLD 4870, Australia 電話: (61-7) 4051-5177 Fax: (61-7) 4051-5377	
在メルボルン総領事館	http://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/index_j.html
Melbourne Consulate-General of Japan 45th Floor, Melbourne Central Tower, 360 Elizabeth Street, Melbourne, Victoria, 3000, Australia 電話: (61-3) 9639-3244 Fax: (61-3) 9639-3820	

在日タイ大使館	www.thaiembassy.jp/rtel
在日マレーシア大使館	http://www.my.emb-japan.go.jp/
在日フィリピン大使館	www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/news/philippines.html
在日オーストラリア大使館	www.australia.or.jp
在日アメリカ大使館	http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html
台湾・財団法人交流協会	東京本部 http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/Top
	台北事務所 http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top

海外勤務者のための医療・衛生情報	
JOHAC (独立行政法人労働者健康福祉機構)	http://www.johac.rofuku.go.jp/
社団法人日本海外ツアーオペレーター協会	http://www.otoa.com

「南国暮らしの会」友好団体

*財団法人 ロングステイ財団

1992（平成4）年に通商産業省（現；経済産業省）の認可を受けて設立された公益法人である。
「生活の源泉を日本に置きながら海外の1か所に比較的長く滞在し、その国の文化や生活に触れ、現地社会に貢献を通じて国際親善に寄与する海外滞在スタイル」を総称してロングステイと名づけ、ロングステイの普及・啓発活動に取り組んでいる。

「ロングステイにかかわる調査研究」や「季刊情報誌『LONG STAY』」の発行、「各種セミナーの開催」「ロングステイ関連情報の提供」「LSメンバーズクラブの設置」などの各種事業を展開し、ロングステイの提案を行っている。

〒106-0044 東京都港区東麻布1-28-2（第六文成ビル2F）

電話03-3505-4477 F A X 03-3505-4433

E-M a i l : info@longstay.or.jp U R L http://www.longstay.or.jp/

*ワールドステイクラブ（WSC）

本クラブは「世界で作ろう シニアの生きがい」をスローガンに、海外旅行、滞在生活を通じて精神的な充実と生きがいを求める親睦団体です。

〒162-0827 東京都新宿区若宮町37セレクトビル2F 電話・F A X 03-3268-2731・2732

E-M a i l : worldstay@nifty.com

U R L http://homepage3.nifty.com/worldstayclub/

*チェンマイ ロングステイライフの会（CLL）

チェンマイ或いはその近郊に在留されている日本人及びその家族の相互親睦を図り、チェンマイに関する正しい情報を提供し、地域社会との交流を目的とする非営利の任意団体です。

- ・世話人代表：中西 重利氏 副代表：富谷 泰生氏
- ・事務所：この度移転。チェンマイ オーキッド ホテルに向い右50mの空間を挟む
ブティック等の商店街前のかわいい噴水の奥の2Fにあり。

* 電 話：053-895-002 U R L http://cll.thai.jp.net.

月～金曜日の毎日14：00～16：00 役員が交代で詰めております。

ご来チェの際には覗いてみてください。オフィスではクラブ員手作りの珠玉の名著「チェンマイ生活ガイドブック」を実費でお分けしております。これさえあれば、チェンマイ暮らし怖いもの無し！

* KL（クアラルンプール）日本人の会（THE JAPAN CLUB OF KUALA LUMPUR）

1963年に設立されて以来、会員の皆様から大きなご支援をいただきながら、日本人社会の相互親睦と日馬間の友好・親善促進という二大目標を掲げ運営しております。これからも、たくさんの方々に参加していただけるよう、より一層の施設の拡充とマレーシア社会への貢献活動の強化を図ります。皆様のご入会をお待ちしております。

- ・住所：No2. Jalan 1/86, Off Jalan Taman Seputeh Taman Seputeh, 58000
Kuala Lumpur, Malaysia
- ・事務局長 藤井 和道氏
- ・U R L http://www.jckl.org.my/

* バンコク日本人会

* 北ルソン日本人会 JANL

* 西豪州日本クラブ



南国暮らしの会・必携 ©2009 minaminokai

2009年10月15日 改訂新版発行

編集：「南の会」規定・必携委員会

発行者：高田 勝弘

発行：NPO 南国暮らしの会

〒140-0002 東京都品川区東品川 3-22-20-1208

TEL : 03-3472-9916 FAX : 03-3472-9954

<http://www.minaminokai.com/>

E-MAIL : kaiin.bukai@gmail.com・・・退会、住所録変更

info@minaminokai.com・・・資料請求、入会申込

mail.iinkai@gmail.com・・・ML申込、アドレス変更

keiri.iinkai@gmail.com・・・経理関係

印刷：富士印刷株式会社